

○総務省令第十七号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第三十条の二第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

総務大臣 石田 真敏

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。  
別紙様式第一号中「~~ロ~~」を「~~ロ~~」に改める。

## 附 則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。